

---

## 9 65歳超雇用推進助成金

---

### (1) 65歳超継続雇用促進コース

---

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第104条の規定に基づく65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 0100 趣旨

##### 0101 趣旨

#### 0200 支給要件

##### 0201 支給対象事業主

##### 0202 一部法人に対する不支給

##### 0203 併給調整

#### 0300 支給額

##### 0301 支給額

#### 0400 支給申請

##### 0401 支給申請期間

##### 0402 支給申請書の提出

##### 0403 支給申請書の受理

#### 0500 支給決定

##### 0501 支給決定に係る事務処理

##### 0502 経理

#### 0600 不正受給

##### 0601 公表

#### 0700 返還

##### 0701 返還

#### 0800 委任

##### 0801 機構理事長への委任

#### 0900 附則

##### 0901 施行期日

##### 0902 経過措置

---

## 0100 趣旨

---

### 0101 趣旨

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）（以下「助成金」という。）は、高年齢者の雇用の推進を図るため、65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止又は66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成を行うものである。

---

## 0200 支給要件

---

### 0201 支給対象事業主

助成金は、次のイからホまで（イ(ニ)においてはイからへまで）のいずれにも該当する事業主に対して国の予算の範囲内で支給するものとする。

イ 労働協約又は就業規則による、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する制度を実施した事業主であること。

ただし、制度実施日の前日までに労働協約又は就業規則に70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を定めていた事業主が、(ハ)又は(ニ)の制度を新たに実施した場合においては、制度実施日の前日までに定めていた継続雇用制度が対象者基準に該当した者を対象とした制度であり、新たに希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合に限り、支給を行うものとする（(ニ)にあつては、他の事業主を含む）。

(イ) 旧定年年齢（定年引上げを実施した日の前日までに労働協約又は就業規則で定められていた定年年齢のうち、助成金創設（平成28年10月19日）以降、最も高い年齢をいう。以下「旧定年年齢」という。）を上回る65歳以上への定年引上げ（旧定年年齢が70歳未満のものに限る。）

(ロ) 定年の定めの廃止

(ハ) 旧定年年齢及び旧継続雇用年齢（継続雇用制度の新たな導入又は継続雇用年齢の引上げを実施した日の前日までに労働協約又は就業規則で定められていた定年年齢又は継続雇用年齢のうち、助成金創設（平成28年10月19日）以降、最も高い年齢をいう。以下「旧継続雇用年齢」という。）を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入（既に対象者基準に該当した者を対象とした66歳以上の継続雇用制度を導入した事業主が、新たに希望者全員を旧継続雇用年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合を含む。）

(ニ) 事業主の雇用する者であつて定年後もしくは継続雇用終了後に雇用されることを希望する65歳以上の者をその定年後等に他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し当該契約に基づき当該者の雇用を確保する制度の導入又は当該制度により定められた継続雇用年齢の引上げ（以下「他社による継続雇用制度の導入」という。）なお、他の事業主において既に継続雇用制度が導入されている場合、当該継続雇用制度の旧継続雇用年齢のうち、最も高い年齢を上回り、かつ66歳以上の継続雇用制度の導入であること（既に対象者基準に該当した者を対象とした66歳以上の継続雇用制度を導入した他の事業主が、新たに希望者全員を旧継続雇用年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合を含む。）

ロ イ(イ)から(ニ)に定める制度を規定した労働協約又は就業規則を整備している事業主であること。なお、イ(ニ)においては、事業主の雇用する65歳以上の者を引き続いて継続雇用させる他

の事業主においても必要な制度を定めていること。

ハ 労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齡法」という。）第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていない事業主であること。

また、イ(ニ)においては、事業主に加え他の事業主においても、当該規定と異なる定めをしていないこと。

なお、当該要件については、0402イ(ロ)及び(ハ)における労働協約又は就業規則により確認できること。

さらに、高齡法第9条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）を講じていないことにより、高齡法第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない事業主及び高齡法第10条の2第4項に規定する高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」という。）を適切に講じていないことにより、高齡法第10条の3第2項に基づき、当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていない事業主であること（勧告を受け、0402の支給申請日の前日までにその是正を図った者を含む。）。

ニ 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。期間の定めのない労働契約を締結する労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限る。職種別に労働協約又は就業規則を定めている場合は、イに定める制度を規定した労働協約又は就業規則の対象職種の者に限る。以下「被保険者」という。）が1人以上いる事業主であること。

ホ 支給申請日の前日において、高齡法第11条及び高齡法施行規則第5条に規定する高年齢者雇用等推進者（雇用確保措置等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務の担当として、必要な知識及び経験を有している者の中から選任された者。）の選任に加え、以下の(イ)から(ト)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。

なお、イ(ニ)においては、事業主に加え他の事業主においても高年齢者雇用等推進者の選任及び以下の(イ)から(ト)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること。

(イ) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

高年齢者の有する知識、経験等を活用できるようにするための効果的な職業訓練としての、業務の遂行の過程外における教育訓練の実施又は教育訓練の受講機会の確保

(ロ) 作業施設・方法の改善

身体的機能や体力等が低下した高年齢者の職業能力の発揮を可能とするための作業補助具の導入を含めた機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善及び福利厚生施設の導入・改善

(ハ) 健康管理、安全衛生の配慮

身体的機能や体力等の低下した高年齢者の職場の安全性の確保、事故防止への配慮及び健康状態を踏まえた適正な配置

(ニ) 職域の拡大

身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職域を拡大するための企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計等の実施

- (ホ) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進  
高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進のための職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備
  - (ハ) 賃金体系の見直し  
高年齢者の雇用の機会を確保するための能力、職務等の要素を重視する賃金制度の整備
  - (ト) 勤務時間制度の弾力化  
高齢期における就業希望の多様化や体力の個人差に対応するための短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリング等を活用した勤務時間制度の弾力化
- ヘ イ(ニ)においては、事業主の雇用する65歳以上の者を引き続いて継続雇用させる他の事業主が、原則、雇用保険適用事業主であること。

---

## 0202 一部法人に対する不支給

特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(その資本金の全部又は大部分が国からの出資(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第98条に規定する雇用勘定(以下「雇用勘定」という。)から支給されるものに限る。))による法人、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金(雇用勘定から支給されるものに限る。)又は補助金(雇用勘定から支給されるものに限る。))によって得ている法人に限る。)に対しては、助成金は支給しない。

---

## 0203 併給調整

本助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、他の国又は地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しないものとする。

---

## 0300 支給額

---

### 0301 支給額

助成金の額は、事業主が実施した制度、被保険者の数や定年の引上げ年齢等に応じて、次に定める額とする。

なお、イからハをあわせて実施した場合であっても、支給額はいずれか高い額のみとする。

#### イ 定年の引上げ

##### (イ) 65歳への定年の引上げ

- a 被保険者が4人未満の事業主 15万円
- b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 20万円
- c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 25万円
- d 被保険者が10人以上の事業主 30万円

##### (ロ) 66歳から69歳への定年の引上げ

- a 被保険者が4人未満の事業主 40万円(引き上げた定年の年数が5年未満の事業主の場合は25万円)
- b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 65万円(引き上げた定年の年数が5年未満の事業主の場合は32万円)
- c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 110万円(引き上げた定年の年数が5年未満の事業主の場合は39万円)
- d 被保険者が10人以上の事業主 135万円(引き上げた定年の年数が5年未満の事業主の場合)

合は46万円)

- (ハ) 70歳以上への定年の引上げ
  - a 被保険者が4人未満の事業主 45万円
  - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 70万円
  - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 115万円
  - d 被保険者が10人以上の事業主 140万円
- (ニ) 定年の定め廃止
  - a 被保険者が4人未満の事業主 60万円
  - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 120万円
  - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 180万円
  - d 被保険者が10人以上の事業主 240万円
- ロ 継続雇用制度の導入
  - (イ) 希望者全員を66歳から69歳までのいずれかの年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
    - a 被保険者が4人未満の事業主 22万円
    - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 37万円
    - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 60万円
    - d 被保険者が10人以上の事業主 90万円
  - (ロ) 対象者基準に該当した者を66歳から69歳までのいずれかの年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
    - a 被保険者が4人未満の事業主 20万円
    - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 32万円
    - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 50万円
    - d 被保険者が10人以上の事業主 75万円
  - (ハ) 希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
    - a 被保険者が4人未満の事業主 40万円
    - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 65万円
    - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 105万円
    - d 被保険者が10人以上の事業主 130万円
  - (ニ) 対象者基準に該当した者を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
    - a 被保険者が4人未満の事業主 36万円
    - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 60万円
    - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 95万円
    - d 被保険者が10人以上の事業主 120万円
- ハ 他社による継続雇用制度の導入
  - (イ) 他の事業主において希望者全員を66歳から69歳までのいずれかの年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
    - a 被保険者が4人未満の事業主 20万円
    - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 30万円
    - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 50万円
    - d 被保険者が10人以上の事業主 70万円

- (ロ) 他の事業主において対象者基準に該当した者を66歳から69歳までのいずれかの年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
- a 被保険者が4人未満の事業主 16万円
  - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 26万円
  - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 40万円
  - d 被保険者が10人以上の事業主 60万円
- (ハ) 他の事業主において希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
- a 被保険者が4人未満の事業主 32万円
  - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 50万円
  - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 85万円
  - d 被保険者が10人以上の事業主 105万円
- (ニ) 他の事業主において対象者基準に該当した者を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
- a 被保険者が4人未満の事業主 30万円
  - b 被保険者が4人以上7人未満の事業主 45万円
  - c 被保険者が7人以上10人未満の事業主 75万円
  - d 被保険者が10人以上の事業主 100万円

---

## 0400 支給申請

---

### 0401 支給申請期間

イ 共通要領0401の規定にかかわらず、支給申請期間は、下表のとおり、0201イに定める制度の実施日の属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日まで（15日が行政機関の休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）に当たる場合は、翌開庁日）とする。

制度実施月	申請期間
4月	5月～8月の各月月初から15日まで
5月	6月～9月の各月月初から15日まで
6月	7月～10月の各月月初から15日まで
7月	8月～11月の各月月初から15日まで
8月	9月～12月の各月月初から15日まで
9月	10月～1月の各月月初から15日まで
10月	11月～2月の各月月初から15日まで
11月	12月～3月の各月月初から15日まで
12月	1月～4月の各月月初から15日まで
1月	2月～5月の各月月初から15日まで
2月	3月～6月の各月月初から15日まで
3月	4月～7月の各月月初から15日まで

ロ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、本省高齢者雇用対策課と協議の上、四半期ごとの予算額上限を定めることができること。

四半期ごとの予算額上限の超過が予見される場合等、機構は、本省高齢者雇用対策課と協議の上、0402イ、ロの規定に関わらず当該期間の支給申請を停止することができる。

## 0402 支給申請書の提出

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、共通要領 0402 イ及びロの規定にかかわらず、65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書（以下「支給申請書」という。）に、次の(イ)から(ヌ)までの書類を添付（0201イ(ニ)の制度を実施し支給申請を行う場合は、他の事業主における(ロ)から(ハ)及び(フ)の書類を併せて添付すること）し、0401の支給申請期間内に、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課。以下「支部高齢・障害者業務課等」という。）を經由して機構理事長に申請しなければならない。

(イ) 事業内容を示す定款、登記事項証明書（写）、会社概要等の書類

(ロ) 0201イに定める制度の実施日から起算して6か月前の日から0201イに定める制度の実施日の前日までの期間における定年及び継続雇用制度が確認できる労働協約（写）又は労働基準監督署若しくは地方運輸局（運輸管理部を含む。以下「労働基準監督署等」という。）に届け出た就業規則（写）

(ハ) 0201イに定める制度の実施日から支給申請日の前日までの期間における定年及び継続雇用制度が確認できる労働協約（写）又は労働基準監督署等に届け出た就業規則（写）

なお、0201イ(ニ)の制度を実施し支給申請を行う場合は、事業主の雇用する者であって定年後もしくは継続雇用終了後に雇用されることを希望する65歳以上の者をその定年後等に他の事業主が引き続いて雇用することを約する契約書（写）を併せて添付すること。

(ニ) 雇用保険適用事業所設置届事業主控又は雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控のうち最も新しいもの（写）

(ホ) 雇用保険適用事業所等一覧表

(ヘ) 0201ニに定める被保険者の雇用保険の資格取得状況が確認できる書類（事業所別被保険者台帳（写）又は0301に定める支給額に応じた被保険者人数分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写））

(ト) (ヘ)の被保険者の出勤状況が確認できる書類（出勤簿等（写）。被保険者が休職者の場合は出勤簿等（写）のほか賃金台帳（写）を併せて添付すること。）

なお、0201イ(ニ)の制度を実施し支給申請を行う場合は、(ヘ)及び(ト)の書類は0201ニに定める被保険者が雇用されていることを確認できる者1人分の添付で要件を満たすこと。

(フ) 0201ホに掲げる措置を現に講じていることが確認できる書類

(リ) 預金通帳（写）等、助成金の振込先口座の確認ができる書類

(ヌ) 共通要領0501の「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）

ロ 事業主は、上記の添付書類以外の書類であって、支給・不支給の決定に係る審査に機構理事長が必要と認める書類等を、機構理事長又は機構の都道府県支部長（以下「支部長」という。）の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

ハ 事業主は、上記イ又はロに基づいて提出又は提示した書類等の写しを、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

---

## 0403 支給申請書の受理

イ 支部長は、支給申請書及び添付書類が提出されたときは、以下の事項について確認を行った上で当該支給申請書を受理する。

- (イ) 支給申請期間内に提出されていること
- (ロ) 所要の事項が記載されていること
- (ハ) 所要の添付書類が添付されていること

ロ イ(ロ)又はイ(ハ)の事項について不備があった場合、支部長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、支部長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、共通要領0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る助成金は支給しない。

ただし、当該期限は支給申請期間末日の翌日以降に設定しなければならない。

---

## 0500 支給決定

### 0501 支給決定に係る事務処理

機構理事長は、支給決定又は不支給決定を行ったときは、事業主に対し、支給又は不支給決定通知書により通知する。また、65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給台帳に所要事項を記載するとともに、当該支給申請書その他の関係書類を保管する。

---

### 0502 経理

助成金の経理については、高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金交付要綱によるものとする。

---

## 0600 不正受給

### 0601 公表

助成金の不正受給を行った事業主の公表については、共通要領0705の規定により機構理事長が定める。

---

## 0700 返還

### 0701 返還

助成金の返還金等の債権の発生通知及び調査確認等の事務については、本要領による他、共通要領0801の規定により機構理事長が定める。

---

## 0800 委任

### 0801 機構理事長への委任

本支給要領に定めるもののほか、助成金の実施に関し必要な事項は、機構理事長が定める。

---

## 0900 附則

### 0901 施行期日

イ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、0301に定める支給対象経費、0303に定める支給額及び0401イ(ト)に定める支給申請書添付書類の改正は、平成29年5月1日から施行する。

ロ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。

---

- ハ 平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。
- ニ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- ホ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。
- ヘ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- ト 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- チ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- リ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- ヌ 令和7年4月1日付け職発0401第6号、雇均発0401第34号、開発0401第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和7年4月1日から施行する。
- ル 令和8年4月8日付け職発0408第3号、雇均発0408第1号、開発0408第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和8年4月8日から施行する。

---

## 0902 経過措置

- イ 平成29年4月1日施行に係る経過措置  
平成29年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成29年5月1日施行に係る経過措置  
平成29年5月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成30年4月1日施行に係る経過措置  
平成30年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成31年4月1日施行に係る経過措置  
平成31年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- ホ 令和2年4月1日施行に係る経過措置  
令和2年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 令和3年4月1日施行に係る経過措置  
令和3年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- ト 令和4年4月1日施行に係る経過措置

令和3年7月25日から同年10月31日までに0201イの措置を実施し、当該措置の実施日の翌日から起算して2か月を経過する日までの間に労働基準監督署への当該措置実施後の就業規則の届出及び0301に定める支給対象経費の支払いを行った事業主については、0401の支給申請期間によらず、令和4年4月11日から同年5月11日までの間に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出することができる。この場合の支給額は0303を適用し、0201イ及びニについては、なお従前の例による。

チ 令和5年4月1日施行に係る経過措置

令和5年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

リ 令和6年4月1日施行に係る経過措置

令和6年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ヌ 令和7年4月1日施行に係る経過措置

令和7年4月1日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ル 令和8年4月8日施行に係る経過措置

令和8年4月8日より前に、支給申請書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。